

令和 7 年 月 日

松江市長 上定 昭仁 様

松江市公共料金に関する審議会
会長 岩本 浩史

松江市水道料金の改定について（答申）

令和 6 年 12 月 26 日付、松水経第 45 号で貴職から諮問された松江市水道料金の改定について、本審議会は慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答申内容

(1) 水道料金改定案について

水道料金の平均改定率を 26.02%とする基本料金並びに給水料金の改定案は適当である。

(2) 水道料金改定実施期日について

水道料金の改定を令和 8 年 4 月 1 日とすることは適当である。

2. 答申にあたって

(1) 水道事業の現状と課題

松江市は、宍道湖・中海に面し、水の都とも呼ばれているが、汽水域のため水道水源に乏しく、遠く離れた布部・山佐ダム及び尾原ダムを水源とした島根県用水供給事業の飯梨川水道と斐伊川水道からの受水に頼らざるを得ないこと、平野部が狭く起伏のある地形が続いているため、施設を多く必要とすることなど、地形的な要因が水道料金算定に大きく影響している。

さらには、全国的な傾向にもれず、松江市においても水道水の使用量は減少傾向が続いており収益の減少とともに、物価高騰に伴う費用の増大も相まって、令和 7 年度には単年度赤字、令和 11 年度には資金不足に陥る財政推計となっている。

しかし、近年の自然災害の激甚化やリスクの高まる南海トラフ地震などへ

(案)

の備えとして、管路の耐震化、老朽管の更新、施設の改築・更新といった建設改良事業は、将来にわたり安全・安心な水道水の供給を持続していくために必要な投資であることを理解している。松江市上下水道事業経営計画に基づき計画的・効率的に事業を推進するためには、国などからの交付金・補助金の活用も重要であるが、受益者負担の原則から料金改定による財源の確保が喫緊の課題となっており、本審議会へ改定案が諮問されたものである。

(2) 水道料金の改定案について

① 料金水準

本審議会に対して諮問された改定案は、多くの水道事業者が料金改定に採用している日本水道協会制定の「水道料金算定要領」（以下「算定要領」）に基づき算定されている。

水道料金は、令和 8 年度から 12 年度の 5 年間を算定期間として、営業費用及び支払利息に資産維持費（財政基盤の安定化を図り、将来にわたり水道水の安定供給を目的とした建設改良事業を着実に実施するために必要とする額）を加算した額を総括原価として算定されている。

算定期間の 3 年後の令和 15 年度末の企業債残高（借入金）と保有資金残高のバランスを考慮しながら、安定した経営を維持するために必要な資産維持費を料金の原価に含めることで、水道施設への再投資資金確保につなげるなど長期的視点に立った経営がなされていることは評価できる。

その上で、現行水準による料金収入見込みが 41.0 億円／年であるのに対し、昨今の物価高騰も見込んだ総括原価が 51.6 億円／年であることから、料金算定期間 5 年間で 53 億円の不足が生じるため、26.02%の料金値上げが必要との改定案が示された。

以上のことを踏まえると、引き続きコスト削減などの不断の経営努力を行うことはもちろんであるが、水道施設の耐震化や老朽化に伴う更新などを着実に推進し、将来にわたって安定的に水道水を供給し続けるためには、改定案のとおり料金改定を行うことはやむを得ないと判断する。

② 料金体系

水道料金体系の原則は総括原価を基本料金と給水料金に区分して設定するものとされており、松江市の料金体系も同様である。

現行料金となった平成 27 年の料金改定では、基本料金と給水料金の比率を見直すために、水道メーターの口径別に定められている基本料金を原則 2 倍とする基本料金の改定と、水道の使用量ごとに定められている給水料金単価（逓増型）について、一般家庭などの小口需要者に配慮した料金設定と、

(案)

大量に水道を使用される大口需要者との公平性確保の観点で、料金の格差（逓増度）を緩和（4.4 倍を 3.58 倍に緩和）する改定が行われた。

本審議会には、前回改定での課題を踏まえた改定案が示され審議することとなった。

■ 基本料金の改定

前回の改定では、基本料金と給水料金の比率が当時 2 : 8 であったものを 4 : 6 に見直すため、全ての口径の基本料金を 2 倍にする検討が行われたが、一般家庭への配慮として 13mm は 1.5 倍、20mm は 1.3 倍に止められた。

今回の改定案は、13mm と 20mm の基本料金を当時の 2 倍に、その他の口径の基本料金は据え置くことを基本とした上で、激変緩和措置として 20mm については 1.7 倍に止められている。

以上のことから、今回の改定では小口需要者の基本料金負担が増加することとなるが、公平性の観点からも基本料金の改定は適当であると判断する。

■ 給水料金の改定

「算定要領」では、給水料金単価については、使用量にかかわらず同一とする均一料金制の立場を基本としつつも、生活用水の低廉化への特別措置として、水を多く使うほど単価が高くなる逓増型の料金体系の採用が可能とされており、全国の多くの水道事業者で採用されている状況である。

なお、逓増型を採用する場合でも、原価主義に基づき適切に単価設定することとし、最低単価については少なくとも維持管理に必要となる費用を確実に回収できるものであること、また、最高単価との逓増度を緩和することが示されている。

松江市においても、従来この逓増型料金体系を採用しており、小口需要者の低廉化が図られている反面、大口需要者の負担増加をもたらしている状況である。

今回の改定案では、小口需要者に配慮して、引き続き逓増型料金体系とされている。

具体的には、1 点目として、維持管理に必要な経費として 10 m³までの最低単価を 90 円と設定されている。

2 点目として、60 m³を超える最高単価を 308 円に設定し、逓増度は 3.58 倍から 3.42 倍と若干ではあるが緩和されている。

3 点目として、標準的な一般家庭（使用量 20 m³）に対する水道料金の改定率が平均改定率の 26.02%を超えないよう 11 m³から 20 m³までの単価を抑制している。

以上のことから、今回の改定案は、維持管理費を回収可能な最低単価の設

(案)

定及び逓増度の緩和により料金体系の公平性に配慮され、また、一般家庭用の料金にも一定の配慮がなされていることから給水料金の改定は適当であると判断する。

3. 付帯意見

- (1) 松江市では第1次松江市上下水道事業経営計画に基づき事業を計画的、効率的に運営している。その中でも特に施設の耐震化や老朽化対策は、将来にわたって安全で安心な水道水を安定供給していく上で重要な施策であるため、今後も着実に進めてもらいたい。

しかしながら、急激な物価高騰に加え、現在トランプ関税による国際的な経済混乱が危惧され、地方経済にも大きく影響する恐れもあることから、これまで松江市が取り組んできた経営の効率化を今後も継続し、業務改善の方策としてDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するなど更なるコスト削減を図るとともに、広域化や官民連携の強化、国からの補助金や交付税措置を最大限確保することにより、市民生活における負担軽減に努めてもらいたい。

- (2) 水道施設の耐震化や更新などの事業を推進していくためには、使用者が水道に対し関心を持ち理解を深めてもらうことが不可欠であり、耐震化事業の必要性や取り組み状況、経営状況などわかりやすく発信することが大切である。特に経営状況についてはキャッシュフロー（現金の流れ）をベースとしてわかりやすく説明する必要がある。

料金改定を周知するにあたっては、地域・職域における説明会を始め、局の広報紙やホームページ、フェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、様々な媒体も活用しながら、水道の重要性を認識してもらうことが、持続可能な事業運営につながるものと考える。

- (3) 水道及び下水道の料金改定について、国土交通省、総務省は少なくとも5年に1回は原価計算等により改定の必要性を検討し、経営戦略等において公表することを求めている。

松江市では、令和8年度から12年度までの5年間の原価計算を行い、水道料金の改定が必要と判断されたところであるが、昨今の社会経済情勢の変動は大きく、計画に乖離が生じる恐れもあることから、今後も概ね5年ごとに適正な料金のあり方を検討する必要がある。

(案)

4. 参考資料

(1) 委員名簿

氏 名	所 属	職 名
会 長 岩本 浩史	島根県立大学	教授
副会長 金井 寿彦	松江商工会議所	常務理事
植田 裕一	松江旅館ホテル組合	組合長
川谷 一寛	松江市町内会・自治会連合会	常任理事
喜多川 明日子	公 募	—
利弘 健	利弘健公認会計士・税理士事務所	代表
原田 一輝	連合島根東部地域協議会	議長
福島 喜美子 (R6.12～R7.3)	松江市PTA連合会	会長
伊藤 晶弘 (R7.4～)	松江市PTA連合会	副会長
万代 悦子	松江市消費者問題研究会	会長
宮原 展子	公 募	—

(案)

(2) 審議会の開催経過

- ・第1回審議会 令和6年12月26日開催

水道料金改定案、改定時期についての諮問とともに、松江市水道事業の概要と第1次松江市上下水道事業経営計画及び令和6年度進行管理について説明を受けた。

「松江市水道事業の概要」

「第一次松江市上下水道事業経営計画」

「第一次松江市上下水道事業経営計画・進行管理（令和6年度）」

- ・第2回審議会 令和7年3月14日開催

建設改良事業計画と財政推計、経営効率化の取り組み、他都市との比較に関する説明、諮問内容（改定案）の具体的な算定根拠と改定後の料金水準について説明を受けた。

「建設改良事業計画と財政推計」

「諮問内容（改定案）について」

- ・第3回審議会 令和7年4月22日開催